

◎新潟県告示第219号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和7年3月7日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
相沢 弘道	整形外科	相沢整形外科医院	上越市北本町1 - 1 - 5	R7. 1. 31